

調査観測研究における主任観測技術員の役割について

独立行政法人海洋研究開発機構
海洋工学センター運航管理部

調査観測研究航海において乗船した主任観測技術員は、下記の役割を遂行する。

1. 主任観測技術員の位置づけ

海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）は、調査観測各航海に可能な限り調査観測目的に精通した主任観測技術員を基本的に1名乗船させ、以下の2.の業務を行わせる。なお航海中は、首席研究者の指示のもと業務を遂行する。

2. 主任観測技術員の業務

調査観測研究航海に乗船する主任観測技術員の業務は以下の通りとする。

- (1) 機構が示す「データ・サンプル取扱規程類」に基づき、データ・サンプルの管理・記録および「メタデータシート」作成補助を行う
 - ①船上において、当該調査研究で取得したデータ・サンプルを首席研究者の了解のもと乗船共同研究者に提供する。
 - ②データ・サンプルの配布及び観測機器類に関して「メタデータシート」に記載する。
 - ③機構へのデータ・サンプルの提出に際し、「データ提出委託シート」の船上の取りまとめ補助を行う。
 - ④必要に応じてデータ・サンプル取得のための補助を行う。
- (2) 「クルーズサマリ」および「クルーズレポート」取りまとめの補助を行う。
 - ①「クルーズサマリ」および「クルーズレポート」の作成に当たり、機構が提示した諸項目を首席研究者に提示し、首席研究者が作成した「クルーズレポート」が必要項目を網羅していることを確認する。
 - ②前項のデータ・サンプルの「インベントリ情報」を「クルーズレポート」に記載する。
 - ③首席研究者を補佐し、乗船共同研究者が作成する「クルーズサマリ」／「クルーズレポート」のための原稿を取りまとめる。
- (3) 首席研究者と連絡調整を行い、各航海に関わる機構並びに乗船共同研究者との事前打ち合わせ、乗船共同研究者が行う機材搭載、及び機材陸揚げに関わる作業と必要に応じてこれらに先立つ準備の補助を行う。
- (4) 当該船舶に装備された実験室設備の維持管理や乗船共同研究者への使用方法の説明を行う。
- (5) その他、首席研究者と協議の上、調査観測研究航海を円滑且つ安全確実に遂行するために必要な業務を行う。

3. 観測技術員の労働時間について

- (1) 観測技術員の勤務時間は、労働基準法に基づき、原則として1日あたり8時間以内とする。
ただし、勤務時間帯は主任観測技術員が首席研究者と打ち合わせの上決定する。また、可能な限り連続した8時間の休憩を設けることに配慮すること。
- (2) 首席研究者は、特に観測技術員を当直に組み込む場合、(1)の内容を十分考慮し、過重な労働とならないよう十分に配慮をすること。